

感染症対策指針

株式会社パンプキン
住宅型有料老人ホームひすい
ヘルパーステーションひすい
居宅介護（重度訪問介護）事業所ひすい
ケアサポート れん

1.目的

株式会社パンプキンは、感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、入居者・利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症対策指針」を定める。

2.基本方針

- (1) 全職員が一丸となって感染症の発生及び蔓延の防止に努める。
- (2) 国内や道内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3.対策を実施する主な感染症

- ① インフルエンザウイルス
- ② 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- ③ 肝炎ウイルス（A型～E型）
- ④ 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- ⑤ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- ⑥ 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- ⑦ その他の感染症

4.基本方針を達成するための取組

- (1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を全職員が協力して実施する。
- (2) 国内や道内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握し、職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。また感染症マニュアルに則り、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施し、入居者・利用者に感染がまん延しないように努める。
- (3) 職員に感染症の症状が認められた際には速やかに、代表取締役様に報告し感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。また、入居者・利用者に感染症の疑いがある場合は、感染対策マニュアルに則り対応を行い、他の入居者・利用者に感染がまん延しないように努める。
- (4) 指針に記載されている事項や委員会決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各事業所に伝達して実施させる。

5. 委員会の設置

基本方針を達成するため、以下のとおり感染症対策委員会を設置する。

ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、事業所単位での開催とすることや職種及び人員を変更することもできる。

(1) 委員会の構成職員

- ・代表取締役（感染症対策委員会責任者・感染症対策担当者） 西本育美
- ・施設長 西本康広
- ・管理者 紫藤光江・鈴木詩織
- ・介護員（生活支援員） 山田一紀・荒木貴裕・神戸あずさ

※感染症対策担当者は施設内の感染症発生の予防及び蔓延防止のための対策を講じる。

(2) 委員会の開催

おおむね3か月に1回開催するが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

(3) 委員会の役割

- ・施設内感染症対策の立案・検証・修正
- ・指針・マニュアルの作成と改訂
- ・各事業所での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ・職員への感染症対策の教育・研修内容・訓練内容の検討
- ・感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

6. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

(1) 感染症対策マニュアル

感染症発生及び蔓延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。特に毎年流行する「インフルエンザウイルス」や「ノロウイルス」についてはそのマニュアルごとの対策を確実に実施する。

また、世界的なパンデミックが発生した未知なる新型ウイルス等の対策についても必要であればマニュアルの整備を行う。

(2) 事業継続計画

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は施設内にまん延が起こった場合であっても、入居者・利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

7. 感染症予防の徹底

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として以下を徹底する。

(1) 職員の標準予防策の徹底

道内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施する。

- ① 出退勤時の手洗い、手指消毒、出勤前の検温
- ② 勤務中のマスク着用

- ③ 1 ケアごとの手洗い・手指消毒
- ④ 体調不良時の早期報告、出勤停止
- (2) 入居者・利用者への呼びかけ
 - ① 飲食事の手洗い・うがい・手指消毒
 - ② 外出時のマスク着用
- (3) ご家族及び来所者への呼びかけ
 - ① 入館時の手指消毒・マスク着用
 - ② 体調不良時の入館制限

8. 感染症まん延防止の徹底

職員又は入居者・利用者が感染症に罹患した場合、施設内まん延を防ぐため以下の対策を行う。

- ① 職員の規定された日数の出勤停止
- ② 担当医師等と相談し必要であれば所轄保健所へ連絡する
- ③ 生活介護事業所は利用者の規定された日数の利用停止

9. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のため研修を実施する

- ① 感染症発生及びまん延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認のため研修を実施する。
- ② 研修の開催は年に1回以上とし（ケアサポートれんでは年に2回）、新規採用時には研修を行う。
- ③ 訓練の開催は年に1回以上とする。（ケアサポートれんでは年に2回以上）
- ④ 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

10. 指針の閲覧

本指針は入居者・利用者及び家族等が希望した場合すぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

11. その他

本指針及び関連するマニュアル等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

令和5年6月1日策定

令和6年4月1日策定